

広報るもい



二世紀のマチづくりの指標を市民の手で、と、さる三月三十日市公民館で「留萌市新総合計画市民協議会」が設立され、会長に古川数登氏、副会長に小沢博、後藤秀雄の両氏、また、各部会の部会長や委員の所属、市の基本的な考え方の説明、今後の運営などを協議しました。

協議会委員は、市内の各界から推せんされた方、住民組織等の代表など五十名の方により構成されています。

勢ツ四めつ” し五照

留萌市で  
昭和四十六  
五十五年を  
じた「留萌  
を策定し  
て今日ま  
けてきまし  
四十八年の  
ノク以降の  
男の変化、

は、すでに  
年に、昭和  
目標年次と  
市総合計画  
、それにそ  
で市政を進  
たが、昭和  
オイルショ  
社会経済情  
その他の行

であります。広く主に、主意向を「市民組織大会」がされたするた

り、その策定にあつては、市民の声を反映させること、市民と市と共に手をつなぐことを一本の柱とする、市民ごぞつた手づくり組織の設立、市内外各界、地元の代表等五十名の委員で構成され、本格的に切ったわけです。

つては、  
るととも  
をつなぎ  
いわゆる  
「計画」と  
地域住民  
で構成さ  
市民協議  
なスター

■産業工振興協議会

振興部会、観光開発部会、保健衛生部会、開発部会

〔農林水産・商工〕  
開発など、留萌の開拓と  
経済基盤についての  
云) ◎大野市三郎  
島啓造 外田富雄  
田正一 平井誠治  
一郎 清水武久 能  
吉夫 梅田武  
云  
など、市民の健康な

## 間即の弱能機能環

(大ぜ  
で、戸  
わかる  
とえる  
60ペ  
じです。  
このは

いの人、障子  
くらいと震度  
と下で第  
地域と  
元町の  
二、港  
町の一

に感じる  
がわずか  
の振動で  
二の軽震  
一種の昼  
しては、  
港側の一  
町の一部  
部、開運

程度のものに動くのが、地震にた  
く、夜間は間規制と同

新総合計画市民協議会を設立

## 留萌の指標づくりを市民の手で

民日常生活についての協議をする  
部会) ○真田清 ○安部博 松  
本英夫 原田紘一 赤沼俊郎 直

町、末広町の一部があります。  
また、第二種区域とは、商業地  
域や準工業地域、工場地域の他、

振動の規制基準(工場振動)	
区分	時間の区分
第一種区域	昼間 午前8時から午後7時まで
第二種区域	夜間 午後7時から翌日午前8時まで

さる五十一年六月國により制定された「**振動規制法**」が、四月一日から、留萌市にも適用されました。この法は、快適な地域保全をはかることを目的に制定されているもので、四十七年の「騒音規制法」に統いての規制法適用で、全道十一市が今回道からの指定を受けたものです。この法の概略をご説明いたしましょう。

# より快適なマ

## 4月から 振動規制法の適用地域

さる五十一年六月国により制定された「  
振動規制法」が、四月一日から、留萌市  
にも適用されました。この法は、快適な  
地域保全をはかることを目的に制定され  
ているもので、四十七年の「騒音規制法  
」に統いての規制法適用で、全道十一市  
が今回道からの指定を受けたのですが  
この法の概略をご説明いたしましょ。

では、振動とはどんなことをいうのでしょうか。  
物が鉛直や水平にゆれる動作で、物理的な変化で、人体にあたえる影響は感覚的なものですが、建物などに被害を与えることが少なくありません。

生活に支障が起る前に、規制地域を指定し、規制基準に適合しない場合は計画の変更、改善を勧告命令することができるうことになり、よりよい環境の保全を図ることを目的に制定されています。

## 市街地の全域 を規制地域に

云を設立を選任

この地域では、昼間は65ベル以下（大せいの人に感じる程度のもの）で、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの振動で、地震にたどえると震度二の震度）、夜間は60ベル以下で第一種の昼間規制と同じです。

この地域としては、三泊町、塙見町、元町の港側の一部、船場町、堀川町二、港町の一部、本町、錦町、旭町の一部、開運町、栄町、末広町、花園町の一部、元川町の一部、南町の一部、沖見町の一部、浜中町などの地域です。  
(臨港地区は除いています)

(デシベルとはdBで表わし、振動レベルで、振度の強さを示す単位のことです。)

## 振動規制法の適用地域に